

あたたかいご寄付をありがとうございました

この寄付金を寄付金税控除の控除対象寄付金としてお住まいの市町村へ（所得税の寄付控除の適用を受けるため確定申告書を提出する方は税務署へ）申告することにより、住民税の寄付金控除の適用を受けることができます。

（令和3年7月受付分） *印は寄付者の意向により金額不記載

【金銭寄付】

<福祉推進のために>

○匿名 100,000円

<福祉推進のために（常呂地域のために）>

○廣澤 輝美様（常呂町） 200,000円

<故人が生前お世話になったため>

○中村 ナミ子様（端野町）	20,000円	○奥田 美穂子様（端野町）	50,000円
○宮下 貞子様（留辺蘂町）	30,000円	○田辺 節子様（留辺蘂町）	30,000円
○井川 博文様（紋別市）	20,000円		

<転出（江別市）に際して社会福祉のために>

○近藤 義法様（留辺蘂町） 10,000円

<北見市社会福祉協議会会長の退任に際し福祉推進のために>

○渡部 眞一様（北進町） 100,000円